

平成22年4月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 渡辺征徳

平成20年(ワ)第3500号 損害賠償請求事件（第1事件）

平成20年(ワ)第11046号 損害賠償請求事件（第2事件）

口頭弁論終結日 平成22年11月30日

判 決

横浜市 [REDACTED]

第1事件・第2事件原告 [REDACTED]

札幌市 [REDACTED]

同 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

同 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

同 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同所 [REDACTED]

同 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

同 [REDACTED]

北海道 [REDACTED]

同 [REDACTED]

茨城県 [REDACTED]

同 [REDACTED]

京都市 [REDACTED]

同 [REDACTED]

大阪府 [REDACTED]

同

東京都

同

東京都

同

神戸市

同

原告ら訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同訴訟復代理人弁護士

太 田 賢 志

東京都

第 1 事 件 被 告

石 原 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

瀬 戸 伸 男

横浜市

第 1 事 件 被 告

寺 田 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

伊 藤 茂 昭

同

政 木 道 夫

同

田 池 幸 弘

同

鈴 木 規 央

同

保 坂 理 枝

東京都

第 1 事 件 被 告

植 原 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

谷 村 正 人

横浜市

第 2 事 件 被 告

山 田 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

伴 広 樹

東京都 [REDACTED]

第2事件被告 若林 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

第2事件被告 高瀬 [REDACTED]

上記2名訴訟代理人弁護士 伊東孝彦

主 文

- 1 第1事件被告石原 [REDACTED]、同寺田 [REDACTED] 及び同植原 [REDACTED] は、別紙1の「原告氏名」欄の各原告に対し、連帶して別紙1の「請求金額」欄の各金員及びこれに対する同石原 [REDACTED] については平成20年2月22日から、同寺田 [REDACTED] については同月20日から、同植原 [REDACTED] については同日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 第2事件被告若林 [REDACTED] 及び同高瀬 [REDACTED] は、別紙1の「原告氏名」欄の各原告に対し、別紙1の「請求金額」欄の各金員及びこれに対する同若林 [REDACTED] については平成20年7月10日から、同高瀬 [REDACTED] については同月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らの第2事件被告山田 [REDACTED] に対する請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告らに生じた費用の6分の5と第1事件被告石原 [REDACTED]、同寺田 [REDACTED]、同植原 [REDACTED]、第2事件被告若林 [REDACTED] 及び同高瀬 [REDACTED] に生じた費用を同被告らの負担とし、原告らに生じたその他の費用と第2事件被告山田 [REDACTED] に生じた費用を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1請求

1 第1事件

第1事件被告らは、別紙1の「原告氏名」欄の各原告に対し、連帶して別紙1の「請求金額」欄の各金員及びこれに対する第1事件被告石原 [REDACTED]（以下

「被告石原」という。)については平成20年2月22日から、同寺田■(以下「被告寺田」という。)については同月20日から、同植原■(以下「被告■」といふ。)については同日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

第2事件被告らは、別紙1の「原告氏名」欄の各原告に対し、連帶して別紙1の「請求金額」欄の各金員及びこれに対する第2事件被告山田■(以下「被告山田」といふ。)については平成20年8月6日から、同若林■(以下「被告若林」といふ。)については同年7月10日から、同高瀬■(以下「被告高瀬」といふ。)については同月12日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、アルファエフエックス株式会社(以下「アルファエフエックス」といふ。)との間で外国為替証拠金取引(以下「取引」といふ。)を行っていた原告らが、同社が原告ら顧客から預託を受けた証拠金をグラン・ディ株式会社(以下「グラン・ディ」といふ。)との取引の証拠金として流用し、グラン・ディの建玉を建てていたところ、為替相場の変動によりカバー取引先からすべての建玉を強制決済され、グラン・ディの損失をかぶることとなって破産するに至り、その結果原告らに対する証拠金返還を不可能にしたと主張して、アルファエフエックスの取締役であった被告石原、被告寺田及び監査役であった被告■に対し、会社法429条1項(平成17年法律第87号会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日である平成18年5月1日より前の行為については、同法78条及び同法による改正前の商法266条の3第1項。以下同じ。)に基づき損害賠償を求め(第1事件)、また、グラン・ディの代表取締役であった被告山田及び被告若林に対し会社法429条1項に基づき、アルファエフエックスの従業員でありグラン・ディの監査役であった被告

高瀬に対し民法709条及び会社法429条1項に基づき、損害賠償を求める事件（第2事件）である。

1 前提事実（証拠により認定した事実は末尾に証拠を掲記する。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、アルファエフェックスとの間で、証拠金を預託して取引を行っていた者である。

イ アルファエフェックスは、平成13年7月6日に設立された、外国為替証拠金取引を主たる業務とする株式会社である。同社は、平成19年11月9日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受けた（乙口1）。

ウ 植原■（以下「植原」という。）は、アルファエフェックスの設立から同社の破産手続開始決定までの間、同社の代表取締役であった者である。

エ 被告石原は、平成17年4月6日から平成19年10月26日までの間、アルファエフェックスの取締役であった者である（乙口1）。

オ 被告寺田は、平成17年4月6日から平成19年11月9日までの間、アルファエフェックスの取締役であった者である。

カ 被告■は、植原■の妻であり、平成14年10月31日から平成19年11月9日までの間、アルファエフェックスの監査役であった者であり、かつ、グラン・ディの取締役として登記されていた者である。

キ グラン・ディは、植原が全額を出資して設立した、外国為替取引等を登記簿上の目的とする株式会社である（証人植原、弁論の全趣旨）。同社は、平成20年2月18日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受けた（甲5）。

ク 被告山田は、グラン・ディの設立から平成18年7月10日まで同社の代表取締役であった者であり、また、平成14年9月から平成19年9月21日までの間、アルファエフェックスの従業員であった者である（乙ヘ2、被告山田、弁論の全趣旨）。

ケ 被告若林は、平成18年7月6日から平成20年2月18日までの間、
グラン・ディの代表取締役であった者である。

コ 被告高瀬は、グラン・ディの設立から平成20年2月18日までの間、
同社の監査役であった者であり、また、アルファエフエックスの経理部門
を担当する従業員であった者である。

(2) アルファエフエックスによる取引

ア 外国為替証拠金取引には、取引所取引（金融先物取引所を通して行う取
引）と、店頭取引（取引所に取り次がず、自己が顧客の取引相手となる取
引）とがあるが、アルファエフエックスは、後者の店頭取引を行っていた
会社であり、顧客との間で相対取引を行っていた（乙イ3）。

イ アルファエフエックスと顧客との取引において、証拠金の有効残高（顧
客の建玉をその時点の為替レートにより評価替えすること（いわゆる値洗
い）により生じた評価損益を、既存の証拠金に加えた金額のことをい
う。）が、必要証拠金（顧客が建玉を建てるために業者に対し預託しなけ
ればならない証拠金のことをいう。）の2分の1の額（以下「維持証拠金
額」という。）を下回った場合、顧客はアルファエフエックスに対し、追
加証拠金（以下「追証」という。）を差し入れる必要があった（甲3,
5）。

ウ アルファエフエックスは、顧客から注文を受けた場合、ユナイテッド・
オーバーシーズ・バンク本店又はカリヨン銀行香港支店（これらを併せて
以下「本件海外業者」という。）との間で、カバー取引（金融先物取引業
者が顧客等を相手方として行う店頭金融先物取引により生じ得る損失の減
少を目的として、当該金融先物取引業者が他の金融先物取引業者等を相手
方として行う店頭金融先物取引で、当該顧客等が行った店頭先物取引と取
引対象通貨等及び売買の別その他これに準ずる事項が同一のものをいう
(金融先物取引法施行規則19条1項4号ハ参照)。）を行っており、顧

客から証拠金として預かった金銭を、カバー取引の証拠金として、本件海外業者に預託していた（甲3，5）。

(3) グラン・ディとアルファエフェックスとの間の取引

ア グラン・ディは、平成17年7月ころからアルファエフェックスが破産手続開始決定を受けるまでの間、アルファエフェックスの顧客として、同社との間で取引を行った（甲5，乙へ1（枝番を含む。以下同じ。），証人植原）。

グラン・ディの注文は、植原が行っていた（証人植原）。

イ グラン・ディは、アルファエフェックスとの間で、平成19年8月8日、ポンド買い円売り建玉を5300万ポンド、同月9日、ポンド買い円売り建玉を5000万ポンド建て、アルファエフェックスは、本件海外業者との間で、同内容のカバー取引を行った。

平成19年8月9日、フランスの銀行であるBNPパリバが、サブプライムローン市場の混乱を理由に、ファンドの価格算出、募集、解約及び返金業務を一時停止したことから、米ドル、ユーロ及びポンド等の価格が下落した（以下「サブプライム問題」という。甲3）。

グラン・ディは、同月15日時点で、ポンド買い円売り建玉1万0300ポンド等の建玉を保有していたところ、同社のアルファエフェックスとの間の取引における証拠金の有効残高は-9億7408万2755円であり、追証として18億0208万2755円を預託する必要がある状態であった（甲5）。

アルファエフェックスは、同月16日、サブプライム問題による外国通貨の急激な下落により追証が発生したがこれを差し入れなかつたことから、本件海外業者から、カバー取引として建てた建玉をすべて強制決済された（甲3，5）。

アルファエフェックスは、グラン・ディから、受けるべき入金等を受け

ず、結果としてグラン・ディの取引の損失をかぶることとなり、同年11月9日、破産手続開始決定を申し立てるに至った（甲5、弁論の全趣旨）。

2 主要な争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 被告寺田の責任の有無

(原告らの主張)

ア アルファエフエックスの代表取締役であった植原は、グラン・ディに十分な証拠金を預託させないまま、アルファエフエックスとグラン・ディとの間で取引を行わせ、当該取引に関するカバー取引を行う際の証拠金については、アルファエフエックスの他の顧客から預託を受けた証拠金を流用させていたところ、為替下落により本件海外業者から強制決済を受け、証拠金を毀損させた。また、これが原因となって破産手続開始決定を受けるに至った。

よって、植原は、グラン・ディに必要な証拠金を預託せず、顧客資産の分別管理を怠り他の顧客の証拠金を違法に流用し、その結果原告らに対する証拠金の返還を不可能にしたのであるから、不法行為責任を負う。

イ アルファエフエックスの取締役であった被告寺田は、グラン・ディが必要な証拠金を預託しないまま、アルファエフエックスとの間で取引を継続していたことを認識しており、アルファエフエックスがグラン・ディとの取引のカバー取引をするために他の顧客の証拠金を流用せざるを得なかつたことも認識していた。よって、被告寺田は、取締役会の招集を請求し、又は自ら招集して、代表取締役の業務執行を監督しなければならなかつた。また、自ら制止できなかつたのであれば、金融先物取引業協会、証券取引等監視委員会などに通告するほか、業務上横領罪や背任罪に該当するとして捜査機関等に相談するべきであった。さらに、被告寺田は、代表取締役による違法な証拠金の流用を防ぐための内部統制システムを構築すべき義務を負っていたところ、証拠金の流用を知つてから速やかに当該システム

を導入していれば、アルファエフエックスが破産手続開始決定を受ける原因となった平成19年8月8日及び同月9日の取引を防止することができた。

被告寺田は、適切な対応をとらず植原の違法な行為を放置したのであるから、重大な過失によって任務を懈怠したといえる。よって、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告寺田の主張)

ア 植原は、以下のとおり違法な行為を行っていないから、被告寺田の監視監督義務違反は問題とならない。

(ア) アルファエフエックスにおいては、顧客から預託された証拠金は、三菱東京UFJ銀行新橋支店の証拠金口座に振り込む方法により固有財産と明確に分離され、又はカバー取引のために本件海外業者に送金されている（金融商品取引業に関する内閣府令143条1項2号ハ）。よって、証拠金の分別管理は法令に従い十分に行われている。

(イ) 金融商品取引業者は、それぞれ独自の基準により必要証拠金の割合を定めており、同じ証拠金の額であっても顧客がアルファエフエックスとの間で取引できる金額とアルファエフエックスが本件海外業者との間で取引できる金額とでは異なるものである。そのため、顧客らがアルファエフエックスに預託した証拠金をアルファエフエックスがカバー取引の預託証拠金として本件海外業者に預ければ、当該海外銀行の要求する必要証拠金額の割合次第では、アルファエフエックスは、顧客とアルファエフエックスとの間の取引以上の金額の取引を本件海外業者との間ですることができ、他の顧客の証拠金を使用せずとも証拠金の不足した顧客との取引についてカバー取引することが可能となる。また、アルファエフエックスは、本件海外業者に固有資産を証拠金として預託しており、顧客の預託した証拠金を用いずとも、グラン・ディの発注した取引にか

かるカバー取引を行うことができる。

さらに、アルファエフエックスは、平成19年6月29日、グラン・ディとの取引を止めており、同日、グラン・ディの証拠金の有効残高が不足した状態は解消している。そして、グラン・ディの同年8月9日午前6時時点の証拠金の有効残高は2億7854万8745円であったことから、同月8日及び同月9日の時点で、グラン・ディが他の顧客の預託した証拠金を流用したとの事実はない。

よって、アルファエフエックスが、グラン・ディの取引について他の顧客の証拠金を流用したとはいえない。

(ウ) アルファエフエックスが破産手続開始決定を受けるに至った原因は、平成19年8月8日及び同月9日、グラン・ディからの注文により1億0300万ポンドのポンド買い円売り建玉を建てたところ、サブプライム問題による為替相場の大幅な下落が重なったことによる。この時点でグラン・ディがアルファエフエックスに対し預託していた証拠金に不足はなかった上、自己資本比率規制の範囲内であった。また、サブプライム問題による為替相場の大幅な下落を予想することは不可能であった。よって、植原が、同月8日及び同月9日、アルファエフエックスにグラン・ディから1億0300万ポンドもの買い注文を受けさせ、アルファエフエックスにおいて同様のカバー取引を行ったことについて、植原に重大な過失による任務懈怠はない。

イ 仮に植原に違法行為があったとしても、被告寺田は取締役としての責任を負わない。

(ア) 被告寺田は、改正された金融先物取引法上の要件の充足のため取締役に就任したにすぎず、勤務内容は取締役就任後も従前と同じであり、取締役としての権限を与えられていない名目的な取締役にすぎなかった。

(イ) 被告寺田は、植原に対し、不適切な取引の是正のため、植原に対し、

繰り返し取締役会の開催を要求していた。

また、植原は、アルファエフエックスの代表者兼オーナーとしてワンマン経営を行っていたことから、取締役会を開催しても植原を代表取締役から解任することはできなかつたし、解任できたとしてもグラン・ディとの取引を防止することは事実上できなかつた。

(ウ) 被告寺田は、植原に対し、グラン・ディとの取引を止めるよう説得した。その結果、植原は、平成19年6月2日、コンプライアンス会議の席上において、今後グラン・ディとの取引を一切しないと約束し、同月30日、グラン・ディ名義の建玉のほとんどを決済した。

(エ) アルファエフエックスは、顧客の証拠金の有効残高がゼロになつた状態でも、強制決済せず取引を継続していた。被告寺田は、この点を改善すべく新システムの導入を進めていたが、その導入は早くとも平成20年3月の予定であったことから、平成19年8月9日のサブプライム問題の発生による為替相場の大幅な下落に間に合わせられず、グラン・ディの証拠金の有効残高の多額の不足額の発生を防ぐことはできなかつた。

(オ) 被告寺田が、グラン・ディの平成19年8月8日の注文を知ったのは、同日の午後11時以降であるが、同月9日午前6時時点のグラン・ディの証拠金の有効残高は維持証拠金を上回っており、追証も発生していなかつたので、上記発注がされた時点では、証拠金が不足した状態での取引かどうかは認識し得なかつた。また、被告寺田が、グラン・ディの同月9日の発注がされたことを知ったのは、同日の午後11時ころであるが、この時点では既にサブプライム問題による為替相場の下落が始まつており、グラン・ディに約4億円の損失が生じた後であった。よって、被告寺田が、アルファエフエックスが破産手続開始決定を受ける原因となつたグラン・ディとの取引を防止することは不可能であった。

(2) 被告石原の責任の有無

(原告らの主張)

アルファエフェックスの取締役であった被告石原は、植原がグラン・ディ名義でアルファエフェックスとの間で取引をし、他の顧客の証拠金を流用してカバー取引を行っていたことを認識していたにもかかわらず、証拠金が流用されないような内部統制システムを構築するなど適切な対応をとらず、違法行為を放置したのであるから、取締役としての任務懈怠があり、これについて重過失があるといえる。よって、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告石原の主張)

被告石原は、改正された金融先物取引法上の要件の充足のため取締役に就任したにすぎず、取締役としての権限を与えられていなかった。また、被告石原は、証拠金の管理に関与しておらず、アルファエフェックスとグラン・ディの取引についての詳細も知らなかった。

(3) 被告■の責任の有無

(原告らの主張)

アルファエフェックスの監査役であり、グラン・ディの取締役として登記されていた被告■は、役員としての注意義務を全く果たしていないから、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(被告■の主張)

被告■は、植原の意向によりアルファエフェックスの監査役として登記されることとなったが、取締役会、株主総会に出席したことがないことはもとより、経営や業務に関わったこともない。また、グラン・ディの取締役として登記されていたことは、本件訴訟まで知らなかった。

(4) 被告山田の責任の有無

(原告らの主張)

被告山田は、グラン・ディの取引における証拠金が不足していたことを認

識しており、アルファエフエックスがグラン・ディの注文をカバー取引先に注文する際、他の顧客の証拠金を流用しなければならないことを認識していたといえるのであるから、グラン・ディの代表取締役として、証拠金不足のまま取引を行うことを中止し、第三者の証拠金を毀損することがないようにする注意義務があった。それにもかかわらず、被告山田はこれを怠った。被告山田が、その在任中に、グラン・ディが証拠金不足のまま取引を行うことを防止するシステムを構築しておけば、被告山田が退任した後に証拠金不足のままアルファエフエックスと取引を継続することはなかつた。

よって、被告山田は、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告山田の主張)

被告山田は、植原の命令によりグラン・ディの代表取締役に就任したが、代表取締役として業務を行ったことはなく、グラン・ディから報酬を受け取つたこともない。

平成17年7月29日から平成18年7月31日までの間、グラン・ディの証拠金の有効残高がマイナスになったのは2回だけであったことから、被告山田が代表取締役として登記されていた期間中のグラン・ディの取引においては、アルファエフエックスの他の顧客に損害を与える可能性はなかつたといえる。よって、被告山田は、植原によるグラン・ディの取引を中止させる義務を負つていなかつた。また、取締役は、自らが退任した後の将来にわたつてまで適正な取引が行われるよう社内体制を整える義務まで負わない。

植原がアルファエフエックス及びグラン・ディを支配していた実情等からすると、被告山田が植原に対し、グラン・ディの取引を止めるよう要請しても、聞き入れられなかつたことは明白であるし、社内体制を整備してもグラン・ディの取引を防ぐことは不可能であった。また、仮に被告山田が代表取締役として登記されていた期間に植原による取引を中止させることができたとしても、再び植原により取引が開始されたであろうことから、被告山田の

行為と原告らの損害との間に因果関係はない。

(5) 被告若林の責任の有無

(原告らの主張)

被告若林は、グラン・ディの代表取締役に就任することを了承し、毎月70万円の報酬を得ていたのであるから、代表取締役として適正な業務執行を行う義務を負っており、適切に業務執行をしていれば、グラン・ディがアルファエフェックスとの間で多額の取引を行っていたこと、証拠金が不足しており、第三者の証拠金が流用されていたことを認識できた。それにもかかわらず、被告若林は重大な過失によりこれを怠ったのであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告若林の主張)

被告若林は、飲食店を経営したいと考えていたところ、植原から、グラン・ディの代表取締役に就任して会社名義で飲食店を経営することを提案され、同社の代表取締役に就任した。被告若林は、ナイトクラブ「アリュール」の経営を行っていたにすぎず、グラン・ディがアルファエフェックスとの間で取引を行っていたことについては知らず、当該取引に全く関与していないかった。

よって、被告若林に職務を行うについて悪意又は重過失があったとはいえないし、また、植原による取引を止めることは不可能であったことから、任務懈怠と損害との間に相当因果関係はない。

(6) 被告高瀬の責任の有無

(原告らの主張)

被告高瀬は、グラン・ディの監査役であり、かつ、アルファエフェックスの経理責任者でもあり、グラン・ディとアルファエフェックスとの入出金を実際に管理していたことから、グラン・ディの取引が常に証拠金不足であったことを認識していた。被告高瀬は、これを認識しながら放置し、また、虚

偽であることを認識しながら、植原の言うとおりに決算報告書に虚偽の記載をし、アルファエフエックスの顧客の証拠金を流用することに積極的に関与しており、少なくとも植原の不法行為に対し過失による帮助をしたといえる。よって、植原と共同して不法行為責任を負う。また、グラン・ディの監査役としての監査義務を著しく懈怠するものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(被告高瀬の主張)

被告高瀬は、アルファエフエックスとグラン・ディとの取引に関与しておらず、その詳細を知らなかったのであり、被告高瀬が、グラン・ディの取引が常に証拠金不足の状態であることを知りながら放置し、架空の出入金帳簿を作出したという事実はない。

また、被告高瀬は、植原の指示により、代わりの者が見つかるまでの間グラン・ディの監査役に就任したにすぎず、無報酬であった。さらに、グラン・ディとアルファエフエックスとの取引は、植原の独断で行われていたものであり、被告高瀬が取引を中止させることは不可能であった。よって、被告高瀬に監査役としての任務懈怠はなく、また、原告らの損害との間に相当因果関係もない。

(7) 損害額

(原告らの主張)

原告らは、アルファエフエックスに対し、平成19年11月9日当時、別紙1の「毀損証拠金金額」欄のとおり証拠金を預託していたが、被告らの行為により返還を受けられなくなった。また、弁護士費用相当損害額としては、別紙の「弁護士費用」欄の金額が相当である。他方、原告らは、平成20年12月15日、アルファエフエックスからの最後配当金として、別紙1の「最後配当金額」欄の金銭を受領した。

よって、原告らは、それぞれ別紙1の「請求金額」欄のとおり損害を受け

た。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（各認定事実の末尾に掲記したもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) アルファエフエックスの社内体制等

ア アルファエフエックスには、経理及び総務部門、顧客から注文を受け付ける部署である営業部門、本件海外業者にカバー取引を発注する部署であるディーラー部門、営業部門が得た顧客の資産やポジション等の情報を入力し、月次報告書等を作成するバックオフィス、バックオフィスと営業部門との中間的な作業をサポートするミドルオフィス及びコンピュータ関係を管理する部門があった。経理及び総務部門を担当する従業員が3名、営業部門が十数名（東京時間、ロンドン時間、ニューヨーク時間と勤務時間が分かれており、各時間3、4人ずつ勤務していた。）、ディーリング部門が3名（東京時間、ロンドン時間、ニューヨーク時間の各時間に1人ずつ）、ミドルオフィスが数名、バックオフィスが1名、コンピュータを管理する者が2名であった。会社事務所の広さは20坪程度であって、経理部門と他の区域との間には仕切りがあり、他の部門の人間が入ることは制限されていたが、それ以外の部門については、出入りの制限はなかった。

(証人植原、被告山田、被告高瀬)

アルファエフエックスでは、顧客からの取引注文は電話で受け付けており、インターネットによる取引の注文は行っていなかった。顧客が営業部門の担当者に対し電話で取引の注文を行うと、担当者は、証拠金が十分か否かを確認した上、顧客名や取引銘柄、取引数量などを記載した顧客注文

伝票を作成し、ディーリング部門が当該伝票を受け取り、速やかに本件海外業者に対しカバー取引の発注を行っていた。（乙ハ1、被告寺田、被告山田）

担当者は、顧客注文伝票をもとに顧客取引伝票を作成し、顧客別の取引情報システムに取引の対象となった銘柄、数量、売り買いの別といった取引内容をコンピュータに入力し、入力された顧客別の取引情報（どの顧客がどの程度の数量の取引をしたか、現時点で証拠金の有効残高がどの程度あるか等の情報）は、翌日の午前6時（冬時間の場合は午前7時）ころに、アルファエフエックス内のパソコンから確認することができた（乙ハ1、被告寺田）。

また、アルファエフエックスの社内には顧客台帳（残高状況表）が置いてあり、従業員であれば誰でも見ることが可能であった。当該顧客台帳には、顧客の取引内容、証拠金の有効残高等についての情報が記載されており、グラン・ディのものもあった。（乙ロ2、証人植原、被告寺田、被告石原、被告山田）

さらに、本件海外業者は、アルファエフエックスに対し、毎日、カバートリード取引の内容についてのレポートをファックスで送信し、アルファエフエックスの従業員はそれを見ることが可能であった（被告寺田、被告高瀬）。イ　アルファエフエックスの業務は、ほとんどが植原によって指示命令されることによって行われていた（乙ハ1、証人植原、被告寺田）。

ウ　アルファエフエックスは、平成19年11月9日、関東財務局から「証拠金その他の保証金等について、自己の固有財産と区分していない等、金融商品取引法43条の3の規定に基づく管理を行っていないと認められる」として、業務停止命令の行政処分を受けた（甲2）。

(2) グラン・ディの実体、取引等

ア　グラン・ディは、平成16年末ころ、植原により設立された会社である

が、従業員はおらず、本店所在地は服装コンサルタント会社「グランス」と同一場所であり、本店としての実体はなかった。また、取締役会及び株主総会が開催されたことはなかった。（乙へ2、証人植原、被告山田）
イ グラン・ディとアルファエフエックス間の取引の、平成17年7月から平成19年1月までの各月末日時点の証拠金の有効残高と必要証拠金額は、別紙2(1)のとおりであり（乙へ1）、平成19年2月28日から同年11月9日までの証拠金の有効残高と必要証拠金額は、別紙2(2)のとおりである（甲5）。

すなわち、平成17年7月から平成19年1月までの各月末日時点のうち、証拠金の有効残高がマイナスとなった月は平成17年11月、平成18年1月、同年8月から平成19年1月までの8回であり、証拠金の有効残高はプラスであるが必要証拠金額を下回った月は平成17年12月、平成18年2月、同年3月、同年5月及び同年6月の5回であり（うち維持証拠金額を下回り追証が発生した月は、平成18年2月及び同年3月）、必要証拠金額を上回ったのは平成17年7月から10月まで、平成18年4月、同年7月の6回であった。

また、平成19年2月から同年5月末日時点においては、証拠金の有効残高がマイナスの状態であったが、同年6月及び7月末日時点では証拠金の有効残高は必要証拠金額を超えていた。同年8月8日時点においては、証拠金の有効残高は2億7854万8745円であり、維持証拠金額（2億0400万円）を超えていたが、必要証拠金額（4億0800万円）を下回っていた。同月9日、証拠金の有効残高が-2億0815万8755円となり、8億8615万8755円の追証が発生した。また、同月15日、証拠金の有効残高は-9億7408万2755円となり、18億0208万2755円の追証が発生した。

ウ 植原は、グラン・ディの取引は植原が同社の名前を借りて行う自己の取

引であると認識しており、グラン・ディの注文をする際、被告らの意見を聞いたことはなかった（乙へ2、証人植原、被告寺田、被告山田）。

アルファエフエックスにおいては、必要証拠金を預託しないと建玉を建てるることはできず、また、証拠金の有効残高が維持証拠金額を下回り、追証が発生した場合、追証を入れない限り取引を継続することはできないのが原則であったが、植原は、グラン・ディの取引については、アルファエフエックスがグラン・ディに対し与信を与えており、証拠金を預託せずに取引できると解釈していたため、証拠金が十分に預託されているか否かは気にせず取引を行った。（証人植原、弁論の全趣旨）。

また、植原は、グラン・ディの取引について証拠金が足りないときは、グラン・ディから入金があったような経理処理を行わせた（証人植原）。

エ アルファエフエックスの顧客の多くは、数万から多くても200万程度の建玉を保有する程度であったが、グラン・ディは、数百万から1億を超える建玉を保有していた（乙へ2、被告山田）。

(3) 被告寺田

被告寺田は、ニューヨーク証券取引所の取引時間である午後8時から翌日の午前6時まで（冬時間の場合は午後9時から翌日の午前7時まで）、営業部門において勤務していた（乙ハ1、被告寺田）。

被告寺田は、植原から、平成17年4月上旬ころ、金融先物取引法の改正により、外国為替証拠金取引を行う場合、金融先物取引業務を3年以上経験した者が取締役に2名就任していることが必要となったことから、アルファエフエックスの取締役に就任するよう要請され、取締役に就任した。もっとも、取締役就任後も業務内容は変わらず、職務給として月15万円程度の支払を受けていたが、取締役としての報酬を受けたことはなかった。（乙ハ1、証人植原、被告寺田）

被告寺田は、平成17年7月ころ、グラン・ディの取引を知り、その取引

の証拠金が不足していたことも知っていた。（乙ハ1，被告寺田）

(4) 被告石原

被告石原は、平成15年2月12日、アルファエフエックスに入社し、平成19年10月26日、同社を退社した。被告石原は、平成17年4月6日、植原から、被告寺田と同様の理由により、同社の取締役に就任するよう要請され、取締役に就任した。被告石原は、取締役に就任した後も、従前どおり従業員としてディーリング部門において勤務しており、取締役としての報酬を得ていなかった（乙口2，3，被告石原）。

被告石原は、植原に対し、グラン・ディの取引を止めるよう言ったことはなく、取締役会の開催を求めたこともない（証人植原、被告石原、弁論の全趣旨）。

(5) 被告■

被告■は、植原の配偶者である。被告■は、植原から依頼を受け、アルファエフエックスの監査役として登記したが、同社に出社したことはなかった。（乙ハ1，証人植原，被告■，被告山田）。

被告■は、グラン・ディの取締役に就任したことを、本件訴訟が提起されるまで知らなかった。被告■は、グラン・ディの取締役会、株主総会に出席したことはなく、経営や業務に関わったこともなかった。（乙ホ1，被告■）

被告■は、アルファエフエックスが設立された平成13年7月6日ころから植原と別居するようになり、会うのは月に一度程度であった（被告■）。

(6) 被告山田

被告山田は、平成14年9月、アルファエフエックスに入社し、営業部門として顧客からの注文受付処理、顧客の取引状況報告書の作成及び送付等の業務を行うとともに、ディーリング部門の業務も行っていた（乙ヘ2，被告

山田)。

被告山田は、植原から、平成16年末ころ、関連会社を作るので代表取締役に就任するよう依頼され、これに同意した。その後、被告山田を代表取締役とするグラン・ディの設立登記がされた(乙へ2、被告山田)。

被告山田は、グラン・ディ設立後も、アルファエフェックスにおいて、従前と同様の業務を継続した。被告山田がグラン・ディの代表取締役として業務を行ったことはなく、役員報酬も得ていなかった。(乙へ2、証人植原、被告山田)

被告山田は、植原によるグラン・ディの取引を認識していたが、植原に対し、取引を止めるよう言ったことはない(証人植原、被告山田、弁論の全趣旨)。

被告山田は、平成18年6月ころ、植原から、グラン・ディの代表取締役を変更する旨を伝えられ、代表取締役を辞任した(乙へ2、被告山田)。

被告山田は、平成19年9月21日、アルファエフェックスを退社した(乙へ2、被告山田)。

(7) 被告若林

被告若林は、平成18年3月ころまでスナックで働いていたところ、独立して自分で飲食店を経営したいと考え、店舗として適当な物件を見つけたが、貸主から法人でなければ賃貸しないと言われた。被告若林は、当該スナックに客として来ていた植原から、使用していない会社があるので、その会社の代表取締役に就任し、会社名義で飲食店を経営したらどうかと提案された。被告若林は、その提案を受け、平成18年6月、グラン・ディの代表取締役に就任した。(乙ト1、証人植原、被告若林)

被告若林は、グラン・ディ名義で物件を借り、平成18年7月からグラン・ディが破産するまでの間、ナイトクラブ「アリュール」を経営した。被告若林は、毎月、アリュールの経費をアルファエフェックスに行って受領し、

売上げをグラン・ディの口座に送金した。被告若林は、グラン・ディから、給与として毎月約70万円を受け取っていた。（乙ト1，証人植原，被告若林）

被告若林は、グラン・ディがアルファエフェックスとの間で、外国為替証拠金取引を行っていたことを知らなかった。（乙ト1，証人植原，被告若林，弁論の全趣旨）

(8) 被告高瀬

被告高瀬は、平成13年9月、アルファエフェックスに入社し、主に経理と総務を担当していた（乙リ1，被告高瀬）。

被告高瀬は、植原の要請により、グラン・ディの監査役に就任した（乙リ1，証人植原，被告高瀬）

2 爭点に対する判断

(1) 被告寺田の責任について

ア 被告寺田は、植原は違法な行為を行っていない以上、被告寺田の監視監督義務違反は問題とならないと主張するが、以下のとおり、植原が、平成19年8月8日及び同月9日、グラン・ディからアルファエフェックスに対し合計1万0300ポンドのポンド買い円売り建玉を建てた行為は、アルファエフェックスに対する善管注意義務に違反するものというべきである。

前記認定事実(2)ウのとおり、アルファエフェックスと顧客との取引において、顧客が新たに建玉を建てようとする場合、アルファエフェックスに対し必要証拠金を預託する必要があり、また、証拠金の有効残高が維持証拠金額を下回った場合、追証を差し入れる必要があった。外国為替証拠金取引における証拠金は、取引によって生じる可能性のある顧客の損失を担保するために預託されるものであり、証拠金を預託させないで取引をさせ、顧客が取引によって損失を被った場合、業者が顧客から当該損失分を回収

できなければ、業者が結果的に損害を被ることになる。また、業者がカバー取引を行っている場合、カバー取引先に対して預託すべき証拠金が必要となるが、ある顧客が業者に対し証拠金を預託しなければ、カバー取引先に対する証拠金は、当該業者の資金を証拠金に充てるのでない限り、他の顧客の証拠金を流用せざるを得ないこととなり、他の顧客に不当に損害を与えるおそれが生じ、ひいては会社に対し損害を与えるおそれがある。よって、外国為替証拠金取引業者の代表取締役が、その顧客が客観的に経済的信用を有し、証拠金を預託させなくとも当該業者や他の顧客が損害を被る可能性が低いなどの事情がないにもかかわらず、顧客から証拠金の預託を受けないで、しかも多額の取引を行わせることは、会社に対し損害を与えるおそれが大きく、会社に対する善管注意義務に違反するものといわざるを得ない。

前記認定事実(2)イ及びウのとおり、グラン・ディは、平成17年7月ころからアルファエフエックスとの間で取引を開始したが、同月から平成19年7月までの間の各月末日において、証拠金の有効残高が必要証拠金額を上回ったのは、平成17年7月から10月まで、平成18年4月、同年7月、平成19年6月及び同年7月の各月末日のみであり、他は証拠金の有効残高がマイナスであったか、又は証拠金の有効残高はプラスであるが必要証拠金額若しくは維持証拠金額を下回っていたことが認められる。また、証拠（証人植原）によれば、植原は、グラン・ディについては証拠金を預託せずとも取引できると解釈していたため、証拠金が十分に預託されているか否かは気にせず取引を行っていたことが認められる。これらのことからすると、グラン・ディの取引に関し、アルファエフエックスに対し必要証拠金や追証を十分に差し入れずに取引を行うことがほぼ常態化していたと認めることができる。

そして、確かに、前記認定事実(2)イのとおり、平成19年8月8日時点

(同月 9 日午前 6 時時点) の取引の証拠金の有効残高は 2 億 7 8 5 4 万 8 7 4 5 円であった。しかしながら、同日の必要証拠金額は 4 億 0 8 0 0 万 円と上記有効残高を大幅に上回っていること、上記のとおりグラン・ディ の取引については証拠金が不十分なまま取引が行われることがほぼ常態化 していたこと、必要証拠金を預託したことをうかがわせる事情はないこと からすると、5 3 0 0 万ポンドのポンド買い円売り建玉を建てるための必 要証拠金が預託されなかつたと認めるのが相当である。また、同月 9 日の 5 0 0 0 万ポンドのポンド買い円売り建玉についても同様に、必要証拠金 が預託されなかつたものと認められる。

他方、グラン・ディが客観的に経済的信用を有し、証拠金を預託させなくともアルファエフェックスや他の顧客が損害を被る可能性が低かつたと の事情の存在は、本件全証拠によつても認められない。

したがつて、植原は、グラン・ディの平成 19 年 8 月 8 日及び同月 9 日 の取引の際、証拠金不足のまま、合計 1 万 0 3 0 0 ポンドもの多額の取引 を行わせたといえるから、アルファエフェックスの代表取締役として善管 注意義務違反があつたといふべきである。

イ 次に、被告寺田の会社法上の責任の有無を検討するが、以下のとおり、 被告寺田は、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うといふべき である。

(ア) 株式会社の取締役は、代表取締役の業務執行の全般についてこれを監 視し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行わせるようにするべき職 責を有するものであり、このことは名目的な取締役についても同様と解 するのが相当である。前記認定事実(3)のとおり、被告寺田は、取締役と しての権限を与えられておらず、取締役に就任した後も従前と同様の従 業員としての職務を継続しており、取締役としての報酬も受け取つてい なかつたことが認められるが、当該事情は、取締役としての監視監督義

務を免れさせるものではない。

(イ) そして、被告寺田は、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を認識しており、当該取引によりアルファエフェックスが損害を被る可能性があることを予見し得たのであるから、取締役の監視監督義務として、植原による当該取引を止めさせ、その後も当該取引を行わせないようにする義務を負っていたと解すべきであるところ、被告寺田がそのような義務を尽くしたと認めることはできず、被告寺田には監視監督義務違反があったというべきである。

この点について、被告寺田は、植原に対しグラン・ディの取引を止めるよう説得をしたし、繰り返し取締役会の開催を要求していたと主張し、被告寺田本人も同様の供述をしているが、証拠（証人植原）によると、植原は被告寺田から取引を止めるよう説得を受けたことはなく、取締役会開催の要求も平成19年10月ころに1度だけあったにすぎないことが認められるし、他に被告寺田の主張に沿う証拠もないのであって、これらのことからすると被告寺田の上記供述は信用できず、同主張は採用できない。

また、被告寺田は、顧客の証拠金の有効残高がマイナスになった場合に取引を継続できないようなコンピュータ・システムを導入しようとしていたと主張するが、仮にそのような事実が認められるとしても、当該システムは導入されるに至っていない以上、これにより監視監督義務を尽くしたということはできない。

(ウ) 前記認定事実(1)イのとおり、アルファエフェックスの業務は、植原による指示命令により行われており、植原のワンマン経営であったことが認められるが、取締役であった被告石原や他の従業員等と協力するなどして、植原に対しグラン・ディの証拠金不足の取引を止めるよう強く説得することで取引を止めさせられたことも十分に考えられる。そして、

平成19年8月8日より前の時点において、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を止めさせ、その後も監視監督義務を尽くせば、同日及び同月9日のグラン・ディの取引も止めることができたものと考えられる。また、証拠金が不足した状態では取引を行うことができないコンピュータ・システムを導入していれば、同様に上記の取引を止めることができた可能性は認められる。

よって、被告寺田が監視監督義務を尽くしていれば、植原の平成19年8月8日及び同月9日の取引を止めるることはできた可能性が認められるから、被告寺田の任務懈怠と植原の善管注意義務違反行為との間に相当因果関係が認められる。そして、植原の上記取引により、アルファエフエックスが多額の損害を被り、破産手続開始決定を受けるに至り、原告らに対し預託証拠金の返還をすることができなくなったといえるから、被告寺田の任務懈怠と、原告らの損害との間にも相当因果関係が認められる。

(エ) 以上より、被告寺田は、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を知りながら、重大な過失により取締役として監視監督義務を尽くさず、植原の善管注意義務違反行為を看過し、アルファエフエックスを破産手続開始決定させるに至らしめ、原告らに損害を与えたのであるから、被告寺田は、原告らに対し、会社法429条1項に基づき損害賠償責任を負う。

(2) 争点(2)（被告石原の責任の有無）について

被告石原は、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引について知らなかつたと主張する。しかしながら、アルファエフエックスの社内には、従業員であれば誰でも見ることが可能な、顧客の取引内容及び証拠金の有効残高等についての情報が記載された顧客台帳（残高状況表）が置いてあり、グラン・ディのものもあったこと（前記認定事実(1)ア）、グラン・ディは、他の

顧客と比べ多額の取引をしていたこと（前記認定事実(2)工），被告石原は、ディーリング部門で勤務しており（前記認定事実(4)），グラン・ディの取引の多さを認識していたといえること，アルファエフエックスの構成員は20人程度であり，会社事務所の広さも20坪程度であること（前記認定事実(1)ア），被告寺田や被告山田は，グラン・ディの証拠金不足の取引を知っていたこと（前記認定事実(3)及び(6)）からすると，被告石原は，当該取引を認識していたか，又は少なくとも容易に認識し得たものといえる。

したがって，被告石原は，植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を認識していたか，又は容易に認識し得たところ，被告石原は，取締役として何ら監視監督せずこれを放置していたのであるから（前記認定事実(4)），取締役として任務懈怠があり，これについて少なくとも重大な過失があると認められる。よって，被告石原は，原告らに対し，会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 争点(3)（被告■の責任の有無）について

ア 前記認定事実(5)のとおり，被告■は，アルファエフエックスの監査役に就任していたが，経営や業務に関与したことがなく，勤務のために出社したことすらなかったことが認められる。しかしながら，このような名目的な監査役であっても，その義務を免れるものでないことは前述の名目的取締役の場合と同様である。

また，確かに被告■は上記のとおり勤務のために出社したことすらないような状態であったが，監査役としての職務を行うことが不可能であったというような事情はないし，また，計算書類を見たり，植原や他の従業員に聞いたりすることで，植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を容易に知ることができたといえるから，任務懈怠について重大な過失があったといわざるを得ないし，因果関係の存在も否定されない。

よって，被告■は，監査役として代表取締役であった植原の職務執行

を監査する義務を負っていたにもかかわらず、重大な過失によりこれを怠ったというべきであるから、原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

イ 他方、被告■は、グラン・ディの取締役として登記されていたが、前記認定事実(5)のとおり、被告■は本件訴訟までそのことを知らなかつたのであり、取締役として登記されることを承諾し、不実の登記の出現に加功したということはできないのであるから、同社の取締役として会社法429条1項に基づく責任を負わないというべきである。

(4) 争点(4)（被告山田の責任の有無）について

ア 被告山田は、グラン・ディの設立時から平成18年7月10日までグラン・ディの代表取締役であったのであり、善良な管理者の注意をもって会社のため忠実にその職務を執行し、ひろく会社業務の全般にわたつて意を用いるべき義務を負っていたのであって、このことは、被告山田が名目的な代表取締役であったとしても（前記認定事実(6)）同様である。

イ 前述のとおり、グラン・ディは、アルファエフエックスに対し必要証拠金や追証を十分に差し入れずに取引を行うことがほぼ常態化していたと認められるところ、被告山田が代表取締役に就任していた期間の取引である平成17年7月から平成18年7月10日までの取引を見ると、当該期間の各月末日時点のうち、証拠金の有効残高が必要証拠金額を上回ったのは平成17年7月から10月及び平成18年4月であったのに対し、証拠金の有効残高がマイナスとなったのは平成17年11月及び平成18年1月、証拠金の有効残高はプラスであるが必要証拠金額を下回った場合が、平成17年12月、平成18年2月、同年3月、同年5月及び同年6月（うち維持証拠金額を下回ったのは平成18年2月及び同年3月）であり、被告山田が代表取締役に就任していた期間においても、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引が行われていたと認めることができる。

外国為替証拠金取引は、レバレッジをかけて多額の取引を行うものであり、得られる利益が大きい反面、被る損失も大きい取引である。そして、証拠金は取引の担保であるとともに、注文者の資力以上の取引が行われ、その者が負担可能な額を大きく超える損失を被らせることを防ぐ役割も果たすものともいえるのである、客観的に十分な資力がないにもかかわらず証拠金不足のまま取引を行うことは、注文者に負担可能な損失を大きく超える損失を与える可能性のある行為であるといえる。この点、前述のとおり、グラン・ディが客観的に十分な資力を有していたとは認められないから、植原が、グラン・ディを注文者として、証拠金不足のまま取引を行ったことは、グラン・ディに負担可能な額を大きく超える損失を与える可能性のある行為である。よって、同社の代表取締役としては、これを止めるべきであったのであり、知りながらこれを放置することは善管注意義務に違反する。

被告山田は、植原による証拠金不足の取引を認識しながら、これを放置していたのであるから（前記認定事実(6)）、代表取締役としての任務懈怠があり、これについて少なくとも重大な過失があったものといえる。

ウ しかしながら、本件でアルファエフエックスが破産手続開始決定を受けるに至らしめた原因となったのは、平成19年8月8日及び同月9日のグラン・ディの取引であり、それにより原告らは損害を被ったものと認められるところ、被告山田の任務懈怠と原告らの損害の発生との間に因果関係があると認めることはできない。

すなわち、被告山田は、平成18年7月10日まで代表取締役であったが、その間に植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引を止めさせたとしても、上記平成19年8月の取引とは1年以上も間があること、植原が、平成19年6月29日時点では取引を止めようと思ったといいながら、同年7月末日時点では新たな取引を行っていること（甲5、証人植原）から

すると、被告山田が代表取締役を辞めた後、植原が取引を再開する可能性があったというべきである。また、実体がないに等しい会社であったグラン・ディにおいて（前記認定事実(2)ア），将来にわたり植原による取引を防止できるような内部システムを構築できるとは考え難く、仮に被告山田が在任中に植原による証拠金不足の取引ができるないような何らかの内部システムを構築したとしても、被告山田が退任した後に植原による取引が再開する可能性は同様にあったというべきである。

したがって、被告山田の任務懈怠がなければ原告らの損害が発生しなかったということはできないから、被告山田の任務懈怠と原告らの損害との間に因果関係は存しないというべきである。よって、被告山田は、原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

(5) 争点(5)（被告若林の責任の有無）について

前記認定事実(7)とおり、被告若林は、植原から、グラン・ディの代表取締役に就任して会社名義で飲食店を経営することを提案され、同社の代表取締役に就任したものであるが、被告若林は、植原から、グラン・ディは使用していない会社である旨を告げられたこと、本店所在地には別の会社があり、名前だけで実体がないに等しい会社であったこと、被告若林は飲食店を経営していたこと、アルファエフェックスには毎月経費等を受け取りに行くだけであったこと（乙ト1、被告若林）からすると、被告若林は、名目的な代表取締役であったといえる。もっとも、名目的代表取締役であっても業務全般について善管注意義務を負うべきことは前述のとおりである。

前記認定事実(7)とおり、被告若林は、植原によるグラン・ディの証拠金不足の取引について知らなかったといえる。しかしながら、被告若林は、グラン・ディの代表取締役として、同社に損失を与える可能性のある行為が行われていないか絶えず注意する義務を負っていたのであり、被告若林は当該義務を怠ったものといわざるを得ない。そして、被告若林は、同社の計算書類

を見たり、植原や監査役の被告高瀬等に聞くことにより、植原による取引を容易に知ることができたはずである。したがって、被告若林には、代表取締役としての任務懈怠があり、これについて重大な過失があったというべきである。

また、植原によるグラン・ディの取引は、植原が独断で行っていたものであつたが、被告若林が植原に対し説得、監視等をすることによって、植原による取引を止めさせ、平成19年8月8日及び同月9日の取引を止めることができた可能性は十分に認められるから、被告若林の任務懈怠と原告らの損害との間に相当因果関係が認められる。

よって、被告若林は、原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(6) 争点(6)（被告高瀬の責任の有無）について

被告高瀬は、植原の指示により、代わりの者が見つかるまでの間グラン・ディの監査役に就任したにすぎず、名目的な監査役にすぎなかつたと主張するが、前述のとおり、名目的な監査役であったとしても、その義務を免れることはならないと解すべきである。

証拠（乙リ1、被告高瀬）によれば、被告高瀬は植原によるグラン・ディの取引の存在を知っていたことが認められるところ、被告高瀬は、その取引の詳細は知らなかつたと主張する。しかしながら、アルファエフェックスの社内には、従業員であれば誰でも見ることが可能な、顧客の取引内容及び証拠金の有効残高等についての情報が記載された顧客台帳（残高状況表）が置いてあり、グラン・ディのものもあったこと（前記認定事実(1)ア）、グラン・ディは、他の顧客と比べ多額の取引をしていたこと（前記認定事実(1)ウ）、被告高瀬はアルファエフェックスの資金の流れを取り仕切っている経理部門で勤務していたこと（前記認定事実(8)）、被告寺田や被告山田はグラン・ディの証拠金不足の取引を知っていたこと（前記認定事実(3)及び(6)）、アルフ

アルファエックスの構成員は20人程度であり、会社事務所の広さも20坪程度であったこと（前記認定事実(1)ア）からすると、被告高瀬は、当該取引を認識していたか、又は少なくとも容易に認識し得たものといえる。

そして、被告高瀬は、植原による取引を認識し又は容易に認識し得たにもかかわらずこれを放置したのであるから、監査役としての任務懈怠があり、これについて少なくとも重大な過失があったと認められる。

また、被告高瀬が植原に対し十分に説得し、監視する等の義務を尽くせば、植原による取引を止めさせ、平成19年8月8日及び同月9日の取引を止めることができた可能性は認められるから、被告若林の任務懈怠と原告らの損害との間に相当因果関係が認められる。

よって、被告高瀬は、原告らに対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(7) 争点(7)（損害額）について

原告らは、アルファエックスが破産手続開始決定申立てを行った時点において、同社に対し、別紙1の「毀損証拠金額」欄のとおり証拠金を預託していたところ（弁論の全趣旨）、同社の破産手続開始決定によりその返還が不可能となり、当該預託証拠金相当額の損害を被ったといえる。また、当該損害額の約1割を弁護士費用相当損害額と認めるのが相当であるから、同損害額は別紙1の「弁護士費用」欄のとおりとするのが相当である。そして、原告らは、平成20年12月15日、アルファエックスから別紙1の「最後配当金額」欄のとおり最後配当金を受けたのであるから（弁論の全趣旨）、その分を控除する。

よって、原告らは、別紙1の「請求金額」欄のとおりの損害を被ったものと認められる。

3 結論

以上より、アルファエックスの取締役であった被告寺田及び被告石原、

同社の監査役であった被告■は、原告らに対し、会社法429条1項及び430条に基づき、連帶して損害を賠償する義務を負い、グラン・ディの代表取締役であった被告若林及び監査役であった被告高瀬も、原告らに対し、同条に基づき連帶して損害を賠償する義務を負うが、グラン・ディの代表取締役であった被告山田は、会社法429条1項に基づく責任を負わない。よって、原告らの請求のうち、被告寺田、被告石原、被告■、被告若林及び被告高瀬に対する請求は理由があるから認容することとし、被告山田に対する請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 澤野芳夫

裁判官 大原純平

裁判官梅本圭一郎は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 澤野芳夫

(別紙1)

請求債権目録

項番	原告氏名	毀損証拠金額 (A)	弁護士費用 (B)	最後配当金額 (C)	請求金額 (A+B-C)
1	[REDACTED]	¥12,892,524	¥1,280,000	¥410,363	¥13,762,161
2	[REDACTED]	¥3,329,283	¥330,000	¥105,969	¥3,553,314
3	[REDACTED]	¥6,549,179	¥650,000	¥208,457	¥6,990,722
4	[REDACTED]	¥9,293,607	¥920,000	¥295,810	¥9,917,797
5	[REDACTED]	¥40,486,948	¥4,040,000	¥1,288,679	¥43,238,269
6	[REDACTED]	¥11,381,180	¥1,130,000	¥362,257	¥12,148,923
7	[REDACTED]	¥11,068,198	¥1,100,000	¥352,295	¥11,815,903
8	[REDACTED]	¥33,671,551	¥3,360,000	¥1,071,748	¥35,959,803
9	[REDACTED]	¥2,411,050	¥240,000	¥76,743	¥2,574,307
10	[REDACTED]	¥2,411,050	¥240,000	¥76,743	¥2,574,307
11	[REDACTED]	¥1,885,980	¥180,000	¥60,030	¥2,005,950
12	[REDACTED]	¥6,889,141	¥680,000	¥219,278	¥7,349,863
13	[REDACTED]	¥5,695,886	¥560,000	¥181,297	¥6,074,589
14	[REDACTED]	¥4,941,238	¥490,000	¥157,277	¥5,273,961
合 計		¥152,906,815	¥15,200,000	¥4,866,946	¥163,239,869

株式会社グラン・ディ 有効残高推移

年月日	有効残高(A)	使用可能金額(A-B)	必要証拠金(B)	維持証拠金(B÷2)	追証差生金額(B-A)
2005/7/29	23,720,12	16,520,00	7,200,00	3,600,00	¥0
2005/8/31	15,412,17	12,212,17	3,800,00	1,900,00	¥0
2005/9/30	14,352,160	13,922,160	4,600,00	2,300,00	¥0
2005/10/31	12,638,10	10,418,10	4,200,00	2,100,00	¥0
2005/11/30	11,953,675	9,294,33,675	3,800,00	1,900,00	¥0
2005/12/30	11,696,063	9,299,542	3,600,00	1,800,00	¥0
2006/1/31	9,761,61	8,411,61	400,00	200,00	¥0
2006/2/28	8,861,301	8,052,86,976	400,00	200,00	¥0
2006/3/31	7,921,017,912	7,457,82,012	300,000,00	150,000,00	¥345,782,062
2006/4/28	7,591,785,215	7,157,85,215	300,000,00	150,000,00	¥0
2006/5/31	7,161,897,703	7,089,602,292	300,500,00	150,250,00	¥39,502,292
2006/6/30	7,193,152,191	7,268,847,806	300,000,00	150,000,00	¥26,947,306
2006/7/31	7,329,116,94	7,291,169,4	300,000,00	150,000,00	¥0
2006/8/31	¥-97,992,500	¥-367,992,500	¥270,000,00	¥135,000,00	¥367,992,500
2006/9/29	¥-216,309,000	¥-726,309,000	¥510,000,00	¥255,000,00	¥726,309,000
2006/10/31	¥-163,937,000	¥-649,937,000	¥486,000,00	¥243,000,00	¥649,937,000
2006/11/30	¥-142,800,500	¥-748,800,500	¥606,000,00	¥303,000,00	¥748,800,500
2006/12/29	¥-519,802,175	¥-2,469,002,175	¥1,949,200,000	¥974,600,000	¥2,469,002,175
2007/1/31	¥-977,079,325	¥-2,051,079,325	¥1,074,000,000	¥537,000,000	¥2,051,079,325

〔は被告山田がグラン・ディの代表取締役として登記されていた月(ただし、平成18年7月については10日付退任の登記がなされている)〕

株式会社グラン・ディ 月次有効残高推移表

年月日	有効残高	使用可能金額	必要証拠金	入出金差額	維持証拠金	ドル/円 売買	ユーロ/円 売買	ポンド/ドル 売買	オージー/円 売買
2007/2/28	¥-618,495,250	¥-1,734,495,250	¥1,116,000,000	¥-207,929,194	¥558,000,000	7,500 0	0 1,400	0 9,000	700 0
2007/3/30	¥-417,829,070	¥-1,518,229,070	¥1,100,400,000	¥-236,009,194	¥550,200,000	8,640 0	0 1,500	0 8,000	200 0
2007/4/30	¥-83,940,530	¥1,266,940,530	¥1,180,000,000	¥-236,009,194	¥590,000,000	1,500 0	0 6,000	0 6,000	0 5,500
2007/5/31	¥-25,981,180	¥-925,981,180	¥900,000,000	¥-249,509,194	¥450,000,000	1,500 0	0 3,000	0 7,500	0 3,000
2007/6/29	¥41,242,245	¥11,242,245	¥30,000,000	¥-311,509,194	¥15,000,000	0 0	0 0	0 500	0 0
2007/7/31	¥33,566,495	¥566,495	¥33,000,000	¥-316,861,194	¥16,500,000	0 0	0 0	0 50	0 0
2007/8/18	¥278,548,745	¥-129,451,255	¥408,000,000	¥-333,789,944	¥204,000,000	0 0	0 1,000	0 500	0 5,300
2007/8/19	¥-208,158,755	¥-886,158,755	¥678,000,000	¥-333,789,944	¥339,000,000	0 0	0 500	0 500	0 0
2007/8/20	¥-155,831,755	¥-833,831,755	¥678,000,000	¥-333,789,944	¥886,158,755	0 0	0 1,000	0 500	0 0
2007/8/21	¥-328,272,755	¥-1,006,272,755	¥678,000,000	¥-333,789,944	¥339,000,000	0 0	0 500	0 500	0 0
2007/8/22	¥-673,350,255	¥-1,381,350,255	¥708,000,000	¥-333,789,944	¥354,000,000	-0 0	0 500	0 500	0 10,300
2007/8/23	¥-974,082,755	¥-1,802,082,755	¥828,000,000	¥-333,789,944	¥414,000,000	0 0	0 500	0 500	0 10,300
2007/8/24	¥-1,477,147,967	¥-1,827,807,967	¥350,660,000	¥-333,789,944	¥175,380,000	0 0	0 282	0 0	0 405
2007/8/25	¥-1,499,697,774	¥-1,834,257,774	¥334,560,000	¥-333,789,944	¥167,280,000	0 0	0 197	0 0	0 465
2007/8/26	¥-1,857,742,929	¥-2,211,302,929	¥353,560,000	¥-383,719,144	¥176,780,000	0 0	0 197	0 0	0 675
2007/8/27	¥-1,967,735,582	¥-2,188,115,582	¥170,380,000	¥-351,417,744	¥2,211,302,929	0 0	0 92	0 0	0 427
2007/8/28	¥-2,056,863,685	¥-2,240,923,685	¥184,060,000	¥-353,319,144	¥92,030,000	677 0	0 92	0 0	0 427
2007/10/31	¥-1,967,735,582	¥-2,188,115,582	¥170,380,000	¥-351,417,744	¥85,190,000	664 0	0 57	0 0	0 397
2007/11/9	¥-1,967,735,582	¥-2,188,115,582	¥170,380,000	¥-2,188,115,582	¥2,188,115,582	0 0	0 705	0 0	0 1,525

(合計 2(2))